

附帯決議は「行動指針」 「国民意識調査」は「公正中立」に

法務省

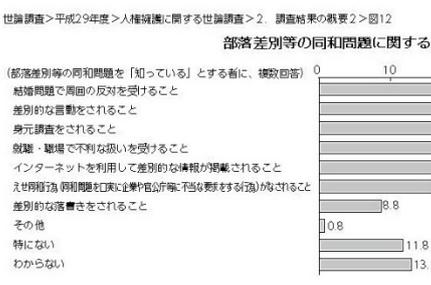
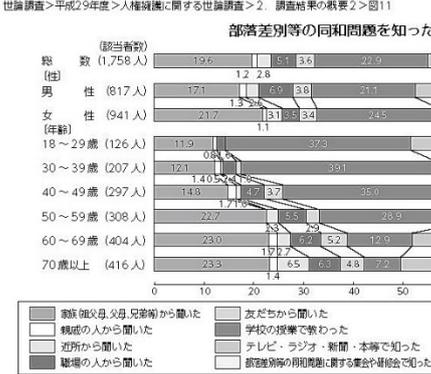


法務省交渉は19日14日省内外で行われ、省は人権擁護局長、久間総務課長をはじめ救済課長、啓発課長など担当者が出席、全国人権連は丹波正忠代表委員、中野純代表委員をはじめ各都府県連から代表者が参加した。

「部落差別解消法」第6条の「部落差別の実態に係る調査の内容」について省は次のように答弁した。先ず、参議院法務委員会の附帯決議は国会の意志が表れているものであり、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討することの役人の受け止めとしては、「法の中身を熟慮し、重きを置いていくものであり、行動指針として法議の趣旨をふまえない」と回答。

具体的な「調査」の内容については「三人権教育啓発推進センター」での検討のまじり、4点あり、①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査、②地方公共団体や教育委員会が把握する差別事例の調査、③インターネット上の部落差別の書き込みの実態にかんする調査、④一般国民に対する意識調査を実施する、というもので、現在準備を進めているところとした。

調査の設問立てについて、同和問題と関わり「どのような人権問題が起きているか」との問いは、誘導的であり、科学的調査とは言えず、まして結果は現実実態の反映ではないとの指摘に対し「ありませぬ」と答えてしまいが、「ありませんか」と聞くと「ありません」と答えてしまう。調査結果が差別的根拠とされ実態とは異なる啓発が繰り返されておられる。調査結果が差別的根拠とされ実態とは異なる啓発が繰り返されておられる。調査結果が差別的根拠とされ実態とは異なる啓発が繰り返されておられる。



経済産業省

またも社会保障費財源を口実に消費税増税

11月16日に行われた全国人権連政府各省交渉の経済産業省との交渉には、吉村副代表委員を責任者に各県代表12人が参加、省側は中小企業庁の松井拓郎財務課長など関係各課が対応しました。交渉では、大増税をもちからす課税最低限の引下げ反対と消費税の引下げ

・廃止の要求に対して省は「少子高齢化が進み社会保障費が増加する中で、現役世代に負担が集中する厳しい状況のもと、幅広く負担していただくための消費税10%への引上げ」とし、「負担軽減として生活必需品と食料品など8%のまま据え置き、30年間670億円の軽減税率の複数税率制に



担保売却や保障入からの回収等の取り組みを説明。高額図書購入輸費・工事請負参入等のえせ同和行為の排除の要求には「関係省庁でえせ同和対策中央連絡協議会を設置して取り組み、法務省のアンケート調査(2014年)で4.6%・2014年事業所が被害を受けた」とし、今年度経産省も岩手・千葉・三重・岡山・鳥取・高知・熊本でミナ

同和行為根絶に取り組みたいと回答した。靴・履物、皮革産業振興対策では、「国庫補助増額の要求に対して地域主権の考え方から閣議決定で快達されたが皮革産

づいて割当制度ワケを守っていく」とし、「商品」の認知度を高めるために日本橋・高島屋に出店、1足3、4万円の靴が週百足ほど売れている。安価な輸入靴に押されている。継承し付加価値を付けて対応できるよう努めている。東日本大震災をはじめ西日本集中豪雨と台風被害への復旧・復興支援の要求には、「予算を確保し